千葉県市町村 加入しましょう

·葉県市町村交通災害共済は、 みなさんの会費で支え

家族そろって加入しましょう。 あう助け合いの見舞金制度です。 万一の事故に備え、ご

31 日までの 共 年 9 済 月 1 会 期 間 \exists 費 か 1 5 年 翌年 0 間 0 (途 丏 Ó 中 8 加月

込ください

を添えて行政総務員

が

配

布されますの

で、

会費 お

見舞金の対象となる事 入もできます。) 故

> 付しています。 また、

環境

防災課でも受

故証明書が発行された事 全運転センターから交通 よる人身事故で、 自動車やオートバイなどに 自動 車安 故 事

◎請求に必要な書類

③身障(身体障害等

級

1

級

2万円~50万円 に応じて)

申込と受付

遺児1人につき10

万円

各地区の行政総務員を通

環 申

境防災課防災班

込・

問い合わせ

7

④交通遺児

50 万 円

または2級

じ

パンフレットと申込書

見舞金種別 交通 傷害 死亡 身障 遺児 必要書類 会員証(集団加入は不要) 0 \bigcirc 通事故証明書等 \bigcirc \bigcirc 0 診断書(交通災害共済用) 0 死亡診断書または死体検案書 0 障 害 身体障害者診断書の写し 0 0 印 か 0 h

家屋の新・増築、取壊し、土地の利用形態を変更したときはご連絡を

家屋(建物)や土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

① 死亡

見舞金の額

②障害(入院

通

院

実

日

数

 $\begin{array}{c} 1 \\ 5 \\ 0 \end{array}$

方円

町では、新・増築家屋や取壊し家屋の把握に努めていますが、適切な課税を行うため、次のようなと きは連絡をお願いします。

○新・増築をしたとき

住宅、店舗、車庫、物置などの家屋を新築した方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎 となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連 絡ください。ご都合の良い日を相談のうえお伺いします。

○取壊しをしたとき

家屋の一部または全部を取り壊した方は、翌年度から取り壊した家屋について固定資産税が課税され なくなります。土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。

すでに法務局(登記所)に取壊しの登記手続きをした方は、連絡の必要はありません。

※取り壊した時期により課税される場合があります。

○土地の利用形態を変更したとき

土地の一部または全部の用途を変更した(駐車場にした、太陽光発電設備を設置した等)場合は土地の 税額が変わることもありますので、ご連絡ください。

◆問い合わせ 税務課課税班 ☎84-1212

献血にご協力をお願いします

と き	7月15日(水)	7月24日(金)
受付時間	午前10時~11時30分	午前10時~11時45分 午後1時~4時
ところ	健康づくりセンター 「プラム」	町民会館

◆問い合わせ

健康管理課総務班 ☎82-3400

高齢者が狙われています!

高齢者の相談は増加傾向が続 いています。「お金」や「健康」、「孤 独」という高齢者の大きな不安に、

悪質業者が言葉巧みにねらう場合もあります。高齢者は家 にいることが多く、訪問販売や電話勧誘販売にかかわるト ラブルにあいやすいのも特徴です。

日ごろから危機意識を持ち、誰かに相談することが大切です。

◆問い合わせ 消費生活相談室 ☎84-1233 ※おかけ間違いのないようにお願いします。